

3. 旅客脊椎骨折事故の事例

本章では、旅客脊椎骨折事故の事例をご紹介します。事故時の運航状況、旅客が脊椎骨折を負った状況及び事故の原因をご覧ください。

事例1 小型旅客船 A 船

令和元年 12 月 2 日発生

事故の概要

旅客船 A 船（総トン数 19 トン）は、船長及び甲板員が乗り組み、旅客 55 人を乗せ、発航地を出航し、目的地に向けて港外を約 12 ノットの速力で北北西進中、船首方から高い波を受け、船体が上下に大きく動揺して船首が持ち上がり、旅客の身体が椅子席から浮き上がった後に、旅客が同席へ落下した衝撃を受け、14 人が負傷した。

旅客の負傷状況

負傷者 14 人のうち、**9 人が脊椎骨折を、5 人が軽傷を負った。**

脊椎骨折を負った旅客は、**客室の第 1 列から第 3 列までの椅子席に着席していた。**A 船の客室及び椅子席の状況は、次のとおりであった。



客室



椅子席

操船状況等

- ・船長は、港内において、風速が発航中止基準^{※2}を超えていたものの、港内の波高が同基準に達していなかったため発航できると判断した。
- ・船長は、**本事故が発生した港外**において、次のとおり A 船の操船を行った
 - ① いけすを避けるため、基準航路よりも北方の北北西に針路を取った。
 - ② 風及び波（波高 1.5～2.0m）を船首方から受け、約 12 ノットの速力で航行しつづけた。

原因ほか

発航中止基準及び基準航行中止基準^{※2}を超える気象及び海象の下、発航地を出航し、港外を約 12 ノットの速力で基準航路より北方の北北西に向けて航行し続けたため、高い波を船首から受け、船体が波に乗り上がって船首が持ち上がり、客室の椅子席に腰を掛けた姿勢の旅客の身体が浮き上がって、旅客が臀部等から同席へ落下して衝撃を受け、負傷したことにより発生したものと考えられる。

- ・船長は、港外で**基準航行（20 ノット）の速力より減速（約 12 ノット）していたものの、十分な減速となっていなかった。**
- ・船長は、港外はいけすを避けるため、**基準航路よりも北方の北北西に針路を取って航行した結果、本船の船首方から風及び波を受けるようになった。**

- ・船長は、船体が上下に動揺した際に、まさか旅客の身体が椅子席から垂直方向に浮き上がり、旅客が同席に落下して**脊椎骨折を負う可能性があると思っていなかった**。
- ・船長は、発航の可否判断、及び波の影響等で基準航行を中止した際の操船方法を一任されていた。

※2 「発航中止基準」及び「基準航行中止基準」とは、安全管理規程に定める「発航の可否判断の条件の基準」及び「基準航行の回避判断の条件の基準」をいう。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。(2020年11月26日公表)
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-10-2_2019tk0027.pdf

事例2 小型旅客船B船

平成29年8月10日発生

事故の概要

交通船B船(総トン数0.9トン)は、船長が乗り組み、旅客6人を乗せ、約9~10ノットの速力で西南西進中、波に乗って船首部が上下動した際に、旅客1人の身体が宙に浮いた後に臀部から落下し、脊椎骨折を負った。

旅客の負傷状況

乗船していた旅客6人のうち、船首部に座っていた**旅客1人が脊椎骨折した**。
 脊椎骨折を負った旅客は、乗船するとき、船長から船首部に座らないよう言われたが、操縦区画前に他の旅客が座っており、その周囲に浮き輪及び手荷物があったので、座る場所が船首部しかないと思った。

操船状況等

- ・船長は、**船首方から連続した波高約0.5~1.0mの波**を受けながら手動操舵により**9~10ノット**の対地速力で西南西進した。
- ・船長は、目的地に到着したところ、旅客1人が背部の痛みを訴えたので、当該旅客とその家族1人を乗せて帰港した。
- ・船長は、本事故後の便で**減速して航行したところ、波の影響による船体動揺を軽減できた**ので、本事故時も十分に減速しておけば良かったと思った。

原因ほか

本船は、西南西進中、**船首方から波高0.5~1.0mの波**を受ける状況下、船長が**旅客を船首部に乗せた状態で9~10ノットの速力で航行**していたため、波に乗って船首部が上下動した際、旅客1人の身体が宙に浮いた後に臀部から落下したことにより発生したものと考えられる。

船長は、本事故を振り返り、本事故時に波の影響を受けたとき十分な減速をしていなかったことを認識し、負傷した旅客は、船長から注意を受けていたものの、後方に座る場所がなく、やむなく船首部に座ってしまった。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。(2019年10月31日公表)
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/keibi2019-10-32_2019mj0027.pdf